

自衛隊の宮古島市配備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年九月二十八日

参議院議長伊達忠一殿

糸數慶子

(

O

自衛隊の宮古島市配備に関する質問主意書

日本政府は「島嶼防衛のため」という名目で沖縄県の宮古島市に自衛隊の配備を進めている。宮古島市の住民は、自衛隊の配備によつて有事の際には攻撃の標的となり、戦争に巻き込まれることを危惧している。また、沖縄戦の教訓として「軍隊は住民を守らない」という言葉にもあるとおり、自衛隊は地域を守るものではなく、かえつて地域を危険に晒すものとして反対運動が起きている。

よつて、以下、質問する。

一 防衛省は、島嶼防衛における初動対処態勢を整備するため自衛隊を宮古島市に配備するとしているが、政府は島嶼防衛について、どのような場合に必要となり、どのような考え方の下に行うものと認識していられるのか示されたい。

二 島嶼防衛における初動対処態勢とはいがなる態勢を指示するのか、具体的に説明されたい。

三 島嶼防衛における島々の住民の避難はどのような方法で行われるのか、宮古島市に関し、具体的な避難場所、手順等を示されたい。

四 自衛隊の宮古島市への配備について、その進捗状況を明らかにされたい。

五 宮古島市に配備される自衛隊の部隊の公式な名称を明らかにされたい。

六 宮古島市に配備される部隊の施設と、その用地確保の現況を示されたい。

七 宮古島市に配備される部隊の司令以下、隊員の数と部署を明らかにされたい。

八 宮古島市に配備される部隊のミサイル等の装備を明らかにされたい。

九 宮古島市に配備される部隊において、雑務等の民間への委託があるのかどうか明らかにされたい。民間への委託があるのであればその職務内容と雇用人数等を明らかにされたい。

一二〇一五年度及び二〇一六年度の宮古島市への自衛隊の配備費用を明らかにされたい。

右質問する。